

議案第 4 4 号

市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 2 4 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

理 由

庁舎の整備に係る事業が全て完了したことに伴い、当該事業に必要な経費の財源に充てるために設置した庁舎整備基金を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。